

第 13 期

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2020年1月30日（木曜日）午前10時
（受付開始時刻午前9時30分）

場 所

名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階

目 次

第13期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
事業報告	11
計算書類	27
監査報告書	36



TOBILA
S Y S T E M S

トビラシステムズ株式会社
証券コード 4441



取締役副社長 営業企画部長

松下智樹

代表取締役社長

明田 篤

取締役 管理部長

後藤敏仁

取締役 常勤監査等委員

結城卓也

私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトビラになる

2019年は念願の東証マザーズへの上場を「平成最後の上場企業」として最高の形で実現することができました。上場以前から何年にもわたり当社を応援し、支え続けていただいている皆さま無しではかなえられなかったことです。心より感謝申し上げます。

当社の企業理念「私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトビラになる」が表すように、私たちは皆さまの安心安全な暮らしに欠かすことができない社会インフラとなる存在を目指しています。

インターネットやスマートフォンがもたらす利便性や社会利益は大きく、もはや私たちの生活に欠かせないツールとなりました。これからも、誰もが安心して利便性を享受できるインターネット社会の実現を通じて社会に貢献し、過疎化、少子化、働き方改革といった、誰かが解決しなければならないに関わらず、十分取り組めていない問題に立ち向かいます。

そのうえで、事業者として適正な利益を得て、株主、取引先、社員やその家族、地域の皆さまとの幸せな社会をつくることは企業にとって重要な使命です。今後もより高品質なサービスの提供に努め、企業価値を向上させることで、皆さまの期待に応えてまいります。

2020年1月

代表取締役社長 **明田 篤**

株 主 各 位

証券コード 4441

2020年1月8日

名古屋市中区錦二丁目5番12号

トビラシステムズ株式会社

代表取締役社長 明 田 篤

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年1月29日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年1月30日（木曜日）午前10時（受付開始時刻午前9時30分）

2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第13期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）事業報告の内容
及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://tobila.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使 についてのご案内

5頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2020年1月30日(木曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2020年1月29日(水曜日)
午後6時到着分まで

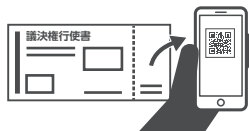


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2020年1月29日(水曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2020年1月29日(水曜日)
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について

 **0120-652-031** (9:00~21:00)

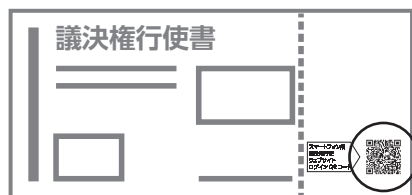
その他のご照会

 **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

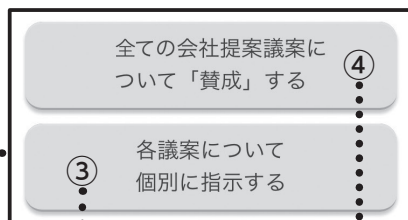


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

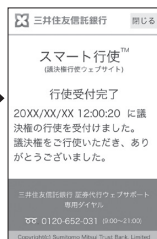


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

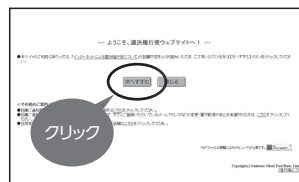
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

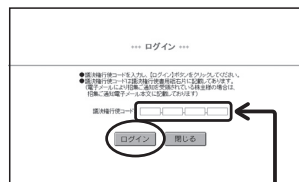
●パソコン等によるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

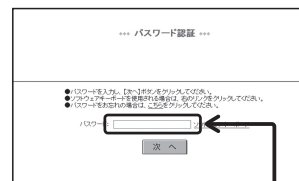


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会からは、特段の意見はありません。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	出席状況
1	あき 明 た 田 あつし 篤	代表取締役社長 再任	取締役会 19／19回 (100%)
2	まつ 松 した 下 とも 智 き 樹	取締役副社長 営業企画部長 再任	取締役会 19／19回 (100%)
3	ご 後 とう 藤 とし 敏 ひと 仁	取締役 管理部長 再任	取締役会 19／19回 (100%)

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1 再任	 あき 明 た 田 あつし 篤 (1980年12月28日生) 所有する当社の株式数 5,438,400株	2006年12月 株式会社A & A tecnologia (現 当社) 設立 代表 取締役社長就任 (現任) (重要な兼職の状況) なし (選任理由) 当社創業者であり、創業以来今日まで一貫して当社の経営を主導し、 企業価値向上を実現してまいりました。会社経営全般に関する豊富な 経験及び資質と知見を有しており、引き続き、取締役として選任をお 願いするものであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2 再任	 まつ した とも き 松 下 智 樹 (1977年4月24日生) 所有する当社の株式数 1,622,400株	2010年6月 当社 取締役副社長営業企画部長就任（現任） 2018年5月 有限会社ひので 取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) 有限会社ひので 取締役 (選任理由) 取締役副社長として、当社営業部門において豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。
3 再任	 ご とう とし ひと 後 藤 敏 仁 (1975年6月11日生) 所有する当社の株式数 16,200株	2007年1月 バイザー株式会社 取締役就任 2007年9月 第一コンサルタント株式会社 取締役就任 2016年9月 チャレンジプロジェクト株式会社設立 代表取締役 就任 2017年6月 当社 取締役管理部長就任（現任） (重要な兼職の状況) なし (選任理由) 取締役として、当社管理部門において豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 明田篤氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2019年12月1日現在のものです。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンス強化を図るため1名増員して、監査等委員である取締役4名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位・担当	出席状況
1	ゆう き たく や 結 城 卓 也	取締役常勤監査等委員 再任	取締役会 19／19回 (100%) 監査等委員会 14／14回 (100%)
2	なか はま あけ みつ 中 浜 明 光	社外取締役監査等委員 再任 社外 独立	取締役会 19／19回 (100%) 監査等委員会 14／14回 (100%)
3	まつ い とも ゆき 松 井 知 行	社外取締役監査等委員 再任 社外 独立	取締役会 19／19回 (100%) 監査等委員会 14／14回 (100%)
4	た な あみ ひさし 田 名 網 尚	新任 社外 独立	取締役会 -／-回 (-%) 監査等委員会 -／-回 (-%)

候補者 番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1 再任	 ゆう き たく や 結 城 卓 也 (1980年5月12日生) 所有する当社の株式数 69,000株	2008年 5月 株式会社A&A tecnologia (現 当社) 入社 管理部責任者として経理、総務、人事、労務、法務 業務に従事 2017年 8月 当社 常勤監査役就任 2018年 1月 当社 取締役就任 (常勤監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) なし (選任理由) 結城卓也氏は、当社で長年にわたり管理部門に携わり、2018年1月より取締役 (常勤監査等委員) を務めております。主に管理部門に豊富な経験と知見を有しており、当社の企業価値向上に向けた、内部統制やコンプライアンス体制の強化に十分な役割を果たしていただけると判断し、取締役 (監査等委員) 候補者としております。
2 再任 社外 独立	 なか はま あけ みつ 中 浜 明 光 (1948年11月5日生) 所有する当社の株式数 0株	2014年 1月 中浜明光公認会計士事務所設立 所長就任 (現任) 2015年 8月 ミタチ産業株式会社 社外取締役就任 (現任) 2016年 1月 当社 社外監査役就任 2016年 3月 株式会社安江工務店 社外取締役就任 (現任) 2016年 9月 AZAPA株式会社 社外取締役就任 (現任) 2017年 5月 株式会社コメダホールディングス 社外取締役就任 (現任) 2017年 5月 株式会社コメダ 監査役就任 (現任) 2018年 1月 当社 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 中浜明光公認会計士事務所 所長 ミタチ産業株式会社 社外取締役 株式会社安江工務店 社外取締役 AZAPA株式会社 社外取締役 株式会社コメダホールディングス 社外取締役 株式会社コメダ 監査役 (選任理由) 中浜明光氏は、公認会計士としての豊富な知識と経験をもとに、経営者から独立した立場で当社取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化に貢献していただけると判断し、社外取締役 (監査等委員) 候補者としております。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3 再任 社外 独立	 まつ い とも ゆき 松 井 知 行 (1983年2月20日生) 所有する当社の株式数 0株	2011年 9 月 弁護士登録、愛知県弁護士会入会 春馬・野口法律事務所に入所（現任） 2017年 1 月 当社 社外取締役就任 2017年12月 株式会社アールプランナー 社外監査役就任（現任） 2018年 1 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 春馬・野口法律事務所 弁護士 株式会社アールプランナー 社外監査役 (選任理由) 松井知行氏は、弁護士としての豊富な知識と経験をもとに、法務・コンプライアンスを中心に当社の経営に対する監督や経営全般にかかる助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断し、社外取締役（監査等委員）候補者としております。
4 新任 社外 独立	 た な あみ ひさし 田 名 網 尚 (1954年9月11日生) 所有する当社の株式数 0株	1978年 4 月 千代田生命保険相互会社（現 ジブラルタ生命保険株式会社） 入社 2001年 2 月 松井証券株式会社 入社 2002年 6 月 同社 取締役就任 2004年 2 月 同社 常務取締役就任 2005年 6 月 マネックス・ビーンズ証券株式会社 （現 マネックス証券株式会社） 監査役就任 2005年 6 月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 （現 マネックスグループ株式会社） 常勤監査役就任 2007年 6 月 マネックス証券株式会社取締役就任 2007年 6 月 マネックスグループ株式会社取締役就任 2008年 4 月 法政大学 理工学部 兼任講師（現任） 2011年 2 月 マネックス証券株式会社代表取締役副社長就任 2013年 6 月 マネックスグループ株式会社執行役就任 2017年 4 月 マネックス証券株式会社取締役副会長就任（現任） (重要な兼職の状況) 法政大学 理工学部 兼任講師 マネックス証券株式会社 取締役副会長 (選任理由) 田名網尚氏は、企業経営における豊富な経験と深い見識を持ち、当社の企業価値向上に向けた組織基盤や管理体制の構築、内部統制やコンプライアンス体制の強化に十分な役割を果たしていただけると判断し、社外取締役（監査等委員）候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、結城卓也氏、中浜明光氏及び松井知行氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。又、田名綱尚氏の選任が承認された場合、同氏との間で同法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。
3. 中浜明光氏、松井知行氏及び田名綱尚氏は、社外取締役候補者であり、各候補者が選任された場合、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員となる予定であります。
4. 取締役候補者中浜明光氏は、当社の社外取締役（監査等委員）に就任して本総会終結の時までで2年であります。又、同氏は、当社の社外取締役就任前に当社の監査役であったことがあります。
5. 取締役候補者松井知行氏は、当社の社外取締役（監査等委員）に就任して本総会終結の時までで2年、社外取締役に就任して本総会終結の時までで3年であります。
6. 中浜明光氏が2017年3月から社外取締役（監査等委員）を務めていた株式会社MTGは、2019年5月、同社グループにおいて不適切な営業取引行為・会計処理がなされていたことが判明致しました。同氏は本事実が判明するまでそのことを認識しておりませんでした。日頃から取締役会等においてコンプライアンスの重要性について意見を述べて参りましたが、本事実発覚後は、再発防止策の策定・実施等に関して適宜指摘を行うなど、その職責を遂行致しました。
7. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2019年12月1日現在のものです。

以上

事 業 報 告

(2018年11月 1 日から
2019年10月31 日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

所有者世代の拡大、ICT社会の要諦として生活に不可欠となったスマートフォンは、年齢を問わず誰もが利用するインターネットデバイスとして定着しつつあります。2019年においても、政府主導のキャッシュレス化の流れの中でスマートフォンが日常的な決済デバイスとして認識され、世界一の高齢社会に向かう日本の経済成長を持続可能にするための重要なツールの1つとなっています。

こうしたなか当社は、企業理念の「私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトビラになる」を目指し、中長期の持続可能な成長に向けて、引き続き社会問題の1つである特殊詐欺に有効な製品・サービスとして、迷惑情報フィルタ事業の拡大に注力しました。迷惑情報フィルタ事業の拡大には、アライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕、並びに、月間利用者数（※）の増加及び新機能の提供による収益拡大が重要であり、これらを重点課題として取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は981,682千円(前期比16.5%増)、営業利益は406,229千円(前期比77.4%増)、経常利益は392,648千円(前期比76.3%増)、当期純利益は248,667千円(前期比68.1%増)となりました。

※ 月間利用者数は、当社製品・サービスを利用しているユーザーのうち、電話番号リストの自動更新又はアプリの起動等により、当月に1回以上、当社サーバへアクセスが行われたユーザー数です。なお、1ユーザーが複数の携帯端末を所有しそれぞれで当社サービスの利用契約を行い、各端末等から当社サーバへのアクセスがなされた場合には、複数ユーザーとして重複カウントしております。

又、月間利用者数は、当社が事業を通じて特殊詐欺被害の撲滅に貢献する上で重要なKPIの1つとしておりますが、主要な取引先である通信キャリアとの契約条件は様々であり、必ずしも月間利用者数の増減が直接的に収益に影響を与えるものではありません。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(迷惑情報フィルタ事業)

迷惑情報フィルタ事業におきましては、主力サービスであるモバイル向けフィルタサービス、固定電話向けフィルタサービス及びビジネスフォン向けフィルタサービスにおいて、機能改善や新機能・新サービス開発のためのソフトウェア投資を積極的に行い、サービス基盤の強化・拡大に注力してまいりました。

その結果、当事業年度における迷惑情報フィルタ事業の売上高は865,230千円(前期比13.4%増)となり、セグメント利益は608,915千円(前期比43.9%増)となりました。

(その他事業)

ホームページの制作運営支援システム「HP4U」や受託開発事業等を「その他事業」に含めております。その他事業については、積極的には展開しない方針ではありますが、当事業年度においては、前事業年度に受注した受託事業における新規システム開発案件の納品を行ったことから、当事業年度におけるその他事業の売上高は116,452千円(前期比46.0%増)となり、セグメント利益は60,235千円(前期比42.0%増)となりました。

(単位：千円)

セグメント	第12期 (2018年10月期)		第13期 (2019年10月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
迷惑情報フィルタ事業	762,682	90.5%	865,230	88.1%
その他事業	79,776	9.5%	116,452	11.9%
合 計	842,458	100.0%	981,682	100.0%

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は70,550千円であり、主要なものは提供サービスの新機能開発等に係るソフトウェア39,241千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2019年4月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額469,420千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は以下の点に対処すべき課題と認識しており、解決に向けて重点的に取り組んで参ります。

①アライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕

当社はこれまで、通信キャリアやIP電話に関する通信事業者、あるいは事務機器等商社の代理店との間で、当社の迷惑情報データベースを活用したサービスを提供するアライアンスパートナーの開拓に注力して参りました。その結果、2019年10月末現在において約500社の企業とのアライアンス関係を締結するなど、一定程度のアライアンスパートナー網を構築することができております。

今後、当社が中長期的な成長を持続し、当社事業の更なる発展・拡大をしていくためには、①未開拓となっている通信キャリアや通信回線事業者等に対する提案活動を通じ、ホームゲートウェイサービスの提供に係るアライアンスパートナー網の拡大を図ること、②既存のアライアンスパートナーへの販売活動支援等による協力関係の深耕により、ビジネスフォンの販売拡大を図ることが重要と考えております。

今後も、アライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕への注力を継続していくことで、より一層の事業拡大を図ってまいります。

②利用者数の増加及び新機能の提供による収益拡大

当社は、主に通信キャリアやIP電話に関する通信回線事業者のオプション契約を通じて、迷惑電話情報等のフィルタリングサービスを提供しており、今後、当社が更なる収益拡大を目指す上では、当社サービスの利用者数の増加、及び新機能の提供による更なる利用料収入の拡大が重要と考えております。

総務省が2019年10月8日に発表した「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」によると、2019年6月末時点における携帯電話の契約数合計は、約1億7,964万契約であり、又、インターネット回線を利用したIP電話の利用番号数は約4,353万件とされております。

当社の見立てでは、携帯電話の契約者数は、緩やかに伸長し、引き続き安定的に推移するものと見込んでおります。IP電話も、2025年頃に東日本電信電話株式会社（NTT東日本）及び西日本電信電話株式会社（NTT西日本）の固定電話用信号交換機が維持限界を迎えるとされており、IP電話への移行が一層進むものと想定されます。

これに対し、当社サービスの月間利用者数は、2019年10月末現在、モバイルと固定電話を合計して約369万人に留まっております。月間利用者数の増加は、売上高の拡大及び利益率の向上に直接的に影響するため、当社では、警察組織との連携により当社サービスの社会的信頼性を向上させていくほか、システムやデータベースの精度向上による利便性の向上等を推進することで、月間利用者数の増加を図り、より一層の収益力の強化を図ってまいります。

又、現状は一部の通信キャリアにのみ提供している新機能「詐欺メール遮断サービス」を他の通信キャリアにも展開できるよう提案を進めることで、収益獲得手段を拡充し、一層の収益力の強化を図ってまいります。

③新規・周辺ビジネスの立上げ

当社の迷惑情報フィルタ事業は、通信キャリアのオプション契約に組み込まれるサービス運営を中心とするビジネスモデルに依存している状況にあります。

そのため、複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが、今後の発展において重要であると考えております。今後は、迷惑情報フィルタ事業で培ったデータベースのノウハウを活用し、新たな事業領域への拡張のみならず、新しいビジネスモデルの展開も積極的に検討して参ります。具体的には、国内外の電話番号データベースを法人向けに課金サービスとして提供するモデルや、利用者が不要と感じる広告を遮断するアプリの提供などを検討し、業績の拡大を図ってまいります。

④優秀な人材の確保と組織体制の強化

優秀な人材の確保と適切な配置、育成システムの構築は、当社の成長にとって最も重要な経営課題と認識しております。そのため、当社は継続的に採用活動を行うとともに適正な人事評価を行い、当社の企業理念、組織風土にあった優秀な人材の確保に努めてまいります。又、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育・育成を進めていく方針であります。

⑤当社及び当社サービスの認知度向上

当社は、迷惑情報フィルタサービスを提供しており、今後のさらなる事業展開、拡大のためには、お客様に安心してサービスを利用して頂けるよう当社及び当社サービスに対する知名度や信頼を一層向上させることが重要であると認識しております。

当社は、デジタルマーケティング等の広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化に努め、認知度向上を図ってまいります。

⑥内部管理体制の強化

当社は、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能するよう、一層の体制整備、運用の強化を図っております。

(5) 財産及び損益の状況

当期並びに過去3年間の財産及び損益の状況の推移は次のとおりであります。

区 分	第 10 期 (2016年10月期)	第 11 期 (2017年10月期)	第 12 期 (2018年10月期)	第 13 期 (当事業年度) (2019年10月期)
売 上 高(千円)	275,460	591,984	842,458	981,682
経 常 利 益(千円)	11,695	192,225	222,748	392,648
当 期 純 利 益(千円)	17,298	109,416	147,942	248,667
1 株当たり当期純利益 (円)	1.72	12.12	15.92	25.53
総 資 産(千円)	265,457	413,809	469,150	1,310,128
純 資 産(千円)	46,865	119,722	270,864	1,000,953
1 株当たり純資産額 (円)	1.24	12.36	28.94	97.91

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2018年1月26日付で株式1株につき50株の割合で、2019年1月16日付で株式1株につき100株の割合で、2019年10月11日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2016年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
迷惑情報フィルタ事業	迷惑情報フィルタサービスの開発、設計、製造、販売
その他事業	ホームページ制作運営支援システムの提供及び受託開発事業

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	愛知県名古屋市
東京営業所	東京都千代田区
大阪営業所	大阪府大阪市

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49名（11名）	6名（△1名）	34.62歳	3.26年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社中京銀行	37,900千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2019年4月25日付で東京証券取引所マザーズ市場に新規上場いたしました。

2. 株式に関する事項

- | | | |
|--------------|------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | | 30,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 10,222,800株 |
| (3) 株 主 数 | | 1,528名 |
| (4) 大 株 主 | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
明 田 篤	5,438,400株	53.20%
松 下 智 樹	1,622,400株	15.87%
G A R U D A F U N D	413,400株	4.04%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	369,500株	3.61%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	306,800株	3.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	296,500株	2.90%
五 味 大 輔	114,000株	1.12%
坂 倉 翼	75,000株	0.73%
野村信託銀行株式会社（投信口）	74,500株	0.73%
結 城 卓 也	69,000株	0.67%

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
これにより発行可能株式総数は10,000,000株となり、発行済株式総数は3,120,000株となっております。
- ② 2019年4月25日付での東京証券取引所マザーズ市場への上場にあたり、公募増資により発行済株式の総数は95,000株増加しております。又、上場に伴う第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）により発行済株式総数が117,600株増加しております。
- ③ 2019年6月24日に新株予約権の行使により、発行済株式総数は75,000株増加しております。
- ④ 2019年10月11日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。
これにより発行可能株式総数は30,000,000株となり、発行済株式総数は10,222,800株となっております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2018年1月26日	2018年10月26日
新株予約権の数（個）	450	600
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数（株）	135,000（注）4	180,000（注）4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	147（注）4	234（注）4
新株予約権の行使期間	2020年2月15日から 2028年1月25日まで	2020年11月22日から 2028年10月25日まで
区分	取締役	取締役
保有者数（人）	2	1
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使の条件	（注）1，2，3	（注）1，2，3

（注）1. 新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員（出向社員を含む）であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めたものについては、この限りでない。なお、新株予約権を割り当てられた者（以下「新株予約権者」という）が、次の事由に該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

・取締役、監査役及び従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合。
ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使することができない。
3. 新株予約権者は、当社株券が日本国内のいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、権利行使することができる。
4. 2019年1月16日付で行った1株を100株とする株式分割、及び2019年10月11日付で行った1株を3株とする株式分割により、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

	第6回新株予約権
発行決議日	2018年10月26日
新株予約権の数（個）	289
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数（株）	266,700（注） 4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	234（注） 4
新株予約権の行使期間	2020年11月22日から2028年10月25日まで
保有者数（人）	当社従業員 23
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使の条件	（注） 1, 2, 3

（注） 1. 新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員（出向社員を含む）であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めたものについては、この限りでない。なお、新株予約権を割り当てられた者（以下「新株予約権者」という）が、次の事由に該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

・取締役、監査役及び従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合。

ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができない。

3. 新株予約権者は、当社株券が日本国内のいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、権利行使することができる。

4. 2019年1月16日付で行った1株を100株とする株式分割、及び2019年10月11日付で行った1株を3株とする株式分割により、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	明 田 篤	
取締役副社長	松 下 智 樹	営業企画部長 有限会社ひので 取締役
取締役	後 藤 敏 仁	管理部長
取締役 (常勤監査等委員)	結 城 卓 也	
取締役 (監査等委員)	中 浜 明 光	中浜明光公認会計士事務所 所長 ミタチ産業株式会社 社外取締役 株式会社安江工務店 社外取締役 AZAPA株式会社 社外取締役 株式会社MTG 社外取締役 株式会社コメダホールディングス 社外取締役 株式会社コメダ 監査役
取締役 (監査等委員)	松 井 知 行	春馬・野口法律事務所所属 株式会社アールプランナー 社外監査役 シェアリングテクノロジー株式会社 社外取締役

- (注) 1. 中浜明光氏及び松井知行氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 結城卓也氏は、7年間当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 中浜明光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 結城卓也氏は、常勤の監査等委員であります。情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は中浜明光氏及び松井知行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

監査等委員である取締役結城卓也氏、中浜明光氏、松井知行氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 （一名）	40,500千円 （一千万円）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3名 （2名）	9,960千円 （4,800千円）
合 計	6名	50,460千円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年1月26日開催の第11期定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議を頂いております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年1月26日開催の第11期定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議を頂いております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 （監査等委員）	中 浜 明 光	当事業年度開催された取締役会19回及び監査等委員会14回のすべてに出席し、主に公認会計士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。
取締役 （監査等委員）	松 井 知 行	当事業年度開催された取締役会19回及び監査等委員会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,280千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,080千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、三優監査法人に対して、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の企業理念・行動指針を定め、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図っております。
- ② 当社の取締役及び使用人が法令及び定款、社内規程等を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるように内部統制システムを構築・運用しております。
- ③ 倫理・法令等違反に関する通報体制として、当社の使用人等が直接通報・相談する内部通報制度を整備しており、法令及び定款に違反する行為がある場合には、「就業規則」に基づき取締役会において審議し、適切な措置を講じております。
- ④ 代表取締役社長が指名した当社の内部監査責任者は、「内部監査規程」に基づき各業務執行部門に対して定期的に監査を行い、代表取締役社長、監査等委員会にその結果を報告しております。
- ⑤ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき「文書管理規程」に従い、必要に応じて常時閲覧できるように、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要なリスクについては毎月開催する当社取締役会において、その他のリスクについては「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、3ヶ月に一度開催するリスク・コンプライアンス委員会においてそれぞれ把握・分析を行い、対応策の検討とリスクの現実化の防止に努めるとともに、危機発生時には当社の代表取締役社長を統括責任者とする危機管理体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規程」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行について協議・検討しております。
- ② 当社は、「取締役会規程」「会議規程」「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等に基づき、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織体制を構築しております。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査責任者においてこれを補助しております。

(6) 取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

内部監査責任者の補助業務に関する評価は監査等委員会が行い、任命、異動等人事に係る決定事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、監査等委員以外の者からの独立性を確保しております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査責任者は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立し監査等委員会の指揮命令に従うこととしております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査等委員会に報告すること、又、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社の監査等委員以外の者に対して報告を求めることができることを周知しております。

(9) 報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人等に対し、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知しております。

(10) 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払又は償還等を当社に請求したときは、その請求内容が監査等委員会の職務の執行に不要であると明らかに認められた場合を除き、必要な手続きを経た上で速やかに支給しております。

(11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行に関する文書、業績に影響を及ぼす重要な事項について閲覧できる体制を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に説明を求めることができる旨を「監査等委員会規程」等に定め、周知しております。
- ②監査等委員会は、監査の実施に当たり、会計監査人及び内部監査責任者と緊密な連携を図っております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築しております。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ①取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成されております。取締役会は19回開催し、各議案についての、審議、業務執行の状況等の監督を行っております。
- ②監査等委員会を14回開催し、監査計画を協議決定し、業務及び財産状況の監査、取締役会の出席及び取締役の職務執行の監査、法令、定款等の遵守について監査いたしました。
- ③当社取締役及び使用人に向けて、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引防止及び法令の遵守に関する全社的な研修を実施し、コンプライアンス意識向上に向けた取り組みを継続的に行いました。
- ④当社の主要な損失の危険に関する事項は、経営会議及び取締役会にて各部門の管理者から定期的に報告が行われております。
- ⑤当社は、代表取締役社長の命を受けた内部監査責任者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

9. その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,139,160	流 動 負 債	284,283
現 金 及 び 預 金	998,475	買 掛 金	775
売 掛 金	109,595	1年以内返済予定の長期借入金	13,008
商 品 及 び 製 品	19,288	未 払 金	60,491
仕 掛 品	762	未 払 費 用	12,268
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	529	未 払 法 人 税 等	132,513
前 払 費 用	10,873	未 払 消 費 税 等	27,088
そ の 他	0	前 受 金	32,445
貸 倒 引 当 金	△365	預 り 金	5,692
固 定 資 産	170,968	固 定 負 債	24,892
有 形 固 定 資 産	43,857	長 期 借 入 金	24,892
建 物	4,019	負 債 合 計	309,175
構 築 物	3,834	(純 資 産 の 部)	
車 輜 運 搬 具	0	株 主 資 本	1,000,953
工 具 器 具 備 品	36,003	資 本 金	293,010
無 形 固 定 資 産	85,367	資 本 剰 余 金	257,310
特 許 権	5,671	資 本 準 備 金	257,310
商 標 権	713	利 益 剰 余 金	450,632
ソ フ ト ウ エ ア	68,725	そ の 他 利 益 剰 余 金	450,632
そ の 他	10,257	繰 越 利 益 剰 余 金	450,632
投 資 そ の 他 の 資 産	41,743	純 資 産 合 計	1,000,953
長 期 前 払 費 用	1,221	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,310,128
繰 延 税 金 資 産	16,862		
そ の 他	23,659		
資 産 合 計	1,310,128		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年11月 1 日から)
(2019年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	981,682
売 上 原 価	257,798
売 上 総 利 益	723,884
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	317,655
営 業 利 益	406,229
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4
サ ー ビ ス 解 約 収 入	43
そ の 他	0
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	370
株 式 交 付 費 用	7,410
上 場 関 連 費 用	5,848
経 常 利 益	392,648
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,450
税 引 前 当 期 純 利 益	390,197
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	150,446
法 人 税 等 調 整 額	△8,916
当 期 純 利 益	141,529
	248,667

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年11月 1 日から
2019年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益剰 余金			
2018年11月1日残高	52,300	16,600	16,600	201,964	201,964	270,864	270,864
事業年度中の変動額							
新株の発行	234,710	234,710	234,710			469,420	469,420
新株の発行 (新株予約権の行使)	6,000	6,000	6,000	－	－	12,000	12,000
当期純利益				248,667	248,667	248,667	248,667
事業年度中の変動額合計	240,710	240,710	240,710	248,667	248,667	730,088	730,088
2019年10月31日残高	293,010	257,310	257,310	450,632	450,632	1,000,953	1,000,953

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、貯蔵品	……	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
仕掛品	……	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）及び構築物	3～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具備品	2～15年

無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の契約

工事完成基準

なお、当事業年度においては、成果の確実性が認められる契約が存在しないため、工事完成基準によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」6,666千円は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」16,862千円に含めて表示しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当事業年度において、本社の移転時期を決定したため、移転後利用見込のない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。又、同様に、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として認識していた資産除去債務について、償却に係る合理的な期間を短縮しております。

なお、当該不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として認識していた資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6,189千円減少しております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 56,980千円

なお、有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除されております。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	31,200	10,191,600	—	10,222,800
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

- (注) 1. 2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割により普通株式が3,088,800株増加しております。
2. 公募による新株式の発行により普通株式が95,000株増加しております。
3. 第三者割当による新株式の発行により普通株式が117,600株増加しております。
4. 新株予約権の行使により普通株式が75,000株増加しております。
5. 2019年10月11日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割により普通株式が6,815,200株増加しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,233千円
税務上売上認識額	1,500千円
たな卸資産評価損	488千円
減価償却超過額	9,348千円
その他	1,113千円
計	17,684千円
評価性引当額	△821千円
繰延税金資産合計	16,862千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借り入れによる資金調達を実施する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払費用は流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであります。長期借入金はすべて変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理課が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、金融機関との間で当座貸越契約を締結することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、76%が特定の大口顧客2社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年10月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	998,475	998,475	—
(2) 売掛金	109,595	—	—
貸倒引当金 ^(※)	△73	—	—
	109,522	109,522	—
資産計	1,107,997	1,107,997	—
(1) 未払金	60,491	60,491	—
(2) 未払費用	12,268	12,268	—
(3) 未払法人税等	132,513	132,513	—
(4) 未払消費税等	27,088	27,088	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	37,900	37,900	—
負債計	270,262	270,262	—

(※) 売掛金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、売掛金については、回収見込額等により時価を算定しています。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、又、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：千円)

区分	当事業年度 (2019年10月31日)
敷金及び保証金	23,659

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	998,475	—	—	—
売掛金	109,595	—	—	—
合計	1,108,070	—	—	—

(注4) 長期借入金の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	13,008	13,008	11,884	—	—	—
合計	13,008	13,008	11,884	—	—	—

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 97円91銭

1株当たり当期純利益 25円53銭

(注)当社は、2019年1月16日付で普通株式1株を100株とする割合で、2019年10月11日付で普通株式1株を3株とする割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年12月13日

トビラシシステムズ株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 林 寛 尚 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉 川 雄 城 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トビラシシステムズ株式会社の2018年11月1日から2019年10月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年11月1日から2019年10月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月17日

トビラシステムズ株式会社 監査等委員会

監査等委員 結 城 卓 也 ㊞

監査等委員 中 浜 明 光 ㊞

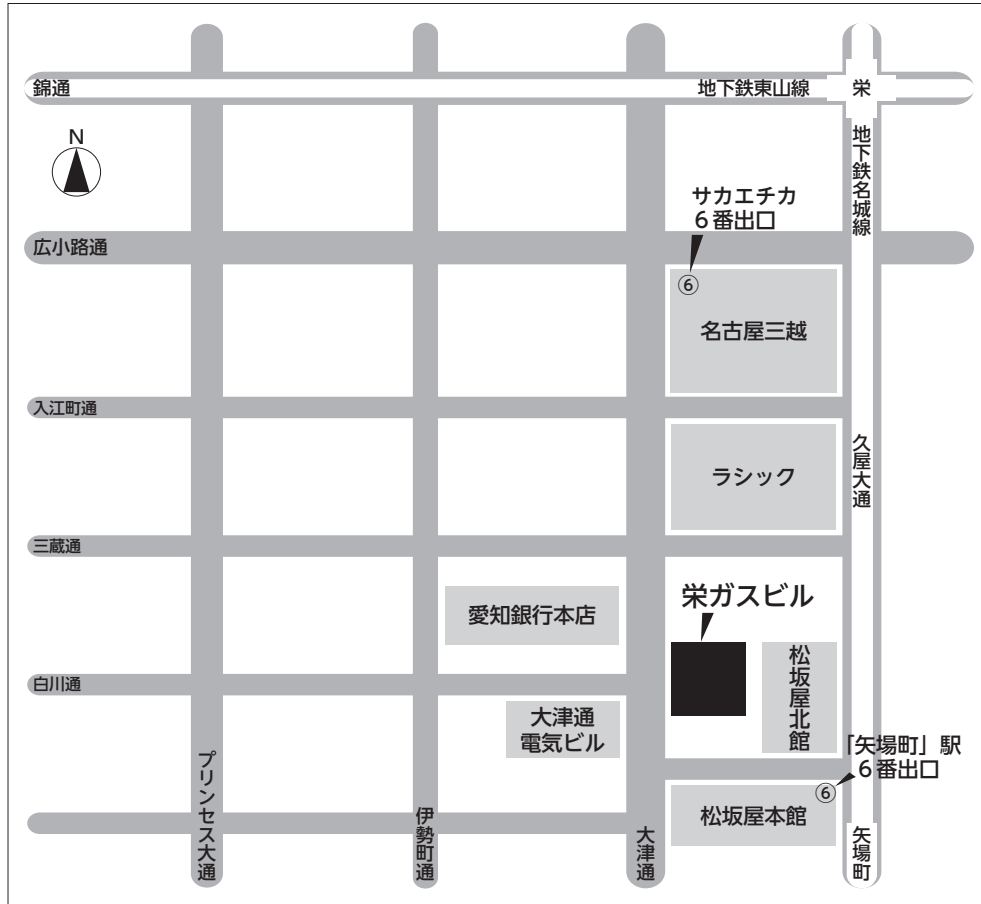
監査等委員 松 井 知 行 ㊞

(注) 監査等委員中浜明光及び松井知行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階



交 通

地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 松坂屋本館 北側

サカエチカ 6番出口より徒歩5分

地下鉄名城線「矢場町」駅下車 松坂屋北館 西側

「矢場町」駅 6番出口より徒歩3分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

